令和８年 中間市農業委員会総会（9 月）議事録

1．開催日時　令和 8 年 9 月 10 日（木）10 時 00 分開会～10 時 37 分閉会

2．開催場所　中間市地域交流センター　２階　第１会議室

3．出席委員　７名　会長　柴田　功　　２番　井上　俊子　　３番　田中　久光
４番　貞末　重雄　　５番　白橋　宏　　６番　植本　壽
７番　日髙　真奈美

4．推進委員　３名　五郎丸　秀文　牛尾　裕次　森　眞智利

5．傍 聴 者　１名　阿部　伊智雄

6．事 務 局　３名　宮﨑事務局長　花田補佐　坂本

7．議事日程について
議案第 14 号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）

【議事内容】

○○議長：ただいまの出席委員は７名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和８年９月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。
報告事項はございませんので議決事項についてを議題といたします。
議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事 務 局：はい。資料１ページをお開きください。議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」です。こちらにつきましては、農地中間管理機構を活用して所有者が農業者へ農地を貸す手続きとなっております。今回１件申請されておりますのでご説明します。
1 件目。農地の所在中間市大字上底井野字梅園○○○○。面積 328 ㎡。所有者○○○○。住所中間市大字上底井野○○○○。権利の設定を受ける者○○○○。住所中間市大字上底井野○○○○。利用目的田。存続期間令和 8 年 11 月 1 日から

令和 12 年 10 月 31 日までの 4 年。10a あたりの賃借料 10,000 円。支払方法口座振替。農地を借りる期間は１０年で契約されることが多いのですが、今回は受け手の農業者が高齢ということもあって徐々に規模縮小を考えているため、同一所有者から借りている農地の期間を合わせたいとのことであったことから、賃借期間が４年となっております。ただいまご説明した農地につきましては、2 ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○○議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。
これは継続ですか。

事 務 局：はい。そうです。10 月末までの期間満了に伴う更新分となっております。

○○委員：ちなみにですが、期間というのは地主さんは勝手に決められないんですか。

事 務 局：地主さんと借りられる農業者で決めてもらいます。ただ、期間が短すぎると中間管理を活用しての契約が難しいといわれており、最低でも３年以上からというのは言われております。

○○委員：最高は 10 年まででですか。

事 務 局：20 年も可能ですが、賃借料等、そのときの契約内容のままとなります。途中で契約内容の変更は可能ですが、状況が変わっていくこともあるため、１０年とする方が多いため、最大 10 年と思われている方がいるのかなというところです。

○○議長：私が新聞で見た時は、20 年にしていて高齢化してきているので、60 代、70 代の農業者が 20 年も農業を続けられるかがネックになっているとのことです。若い人で 40 代 50 代とかであれば可能だとは思うんですがね。

○○委員：契約途中で所有者や農業者が入れ替わったりするときは、また、新しく契約するんですか。

事 務 局：所有者の変更と受け手の変更の手続きをすれば、契約内容そのままで変えることが出来ます。

○○議長：どちらかが亡くなったり、離農された場合手続きが必要となります。中間管理で金納としていた場合口座が凍結して使えなくなりますから。そして所有者につ

いては相続にも絡んできます。

事 務 局：１２月に農地中間管理機構が受け手の農業者の口座から引き落として、所有者の口座へ振込みを行います。そのときに使用できない場合は機構から連絡が来て変更手続き等について通知していくことになります。
ただ、亡くなられてすぐに相続者を決めてくださいとは言いにくいところもありますので、手続きの流れをお伝えして連絡を待つという状況となります。

○○議長：法律で相続手続きは3年以内にすることとなっておりますので、1年以内くらいにはお願いしたいところではあります。まあ、相続登記が出来ていなくても変更は出来るんですよね。

事 務 局：相続権利のある方の過半数以上の同意があれば可能となります。ただ、所有権移転にも同意書が必要となりますので、二度手間にならないよう相続が終わってから手続きとお伝えしておりますが、どうしても間に合わない等の場合は同意書と代表者の口座の写し等を提出してもらい、変更手続きを行います。

○○議長：そういうパターンもあるということをですね。皆さんが聞かれたときは説明をお願いします。それが農業委員と推進委員の仕事でもありますので。

○○議長：ほかに何か意見等はありませんか。無いようですので採決に入ります。
本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第１４号を終わります。
続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事 務 局：-福岡県農業委員会ネットワーク機構農政・農地担い手・情報について
-熊本地震の義援金にいて-
-農業振興地域区分の地図について-

○○議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は会議規則第９条により議長において、○○委員、○○委員を指名いたします。
以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。